

(目的)

第1条 この要綱は、老人に対してその日常生活に必要な用具（以下「日常生活用具」という。）を無償又は有償で給付することにより、その福祉の増進を図ることを目的とする。

(日常生活用具及び給付対象者)

第2条 給付する日常生活用具の品目及び性能並びに給付対象者は、別表第1のとおりとする。

(申請)

第3条 日常生活用具の給付（以下「給付」という。）を受けようとする者（介護者を含む。）は、必要とする日常生活用具について老人日常生活用具給付申請書（第1号様式）により地区保健福祉センター所長（以下「所長」という。）に対して給付の申請をしなければならない。

(調査)

第4条 所長は、前条の申請を受けたときは、給付を受けようとする者について、その家庭環境及びその者が属する世帯の生計中心者（世帯を事実上主宰し、生計維持の中軸となる者をいう。以下同じ。）の経済状況を調査し、老人日常生活用具給付調査書（第2号様式）を作成するものとする。

(決定)

第5条 所長は、前条の老人日常生活用具給付調査書に基づき給付の可否を決定し、老人日常生活用具給付決定通知書（第3号様式）又は老人日常生活用具給付却下通知書（第4号様式）により第3条の申請をした者に通知するものとする。

(納入)

第6条 所長は、給付の決定をしたときは、老人日常生活用具納入通知書（第5号様式）により当該日常生活用具を納入する業者（以下「納入業者」という。）に通知するものとする。

2 納入業者は、所定の日常生活用具を納入したときは、老人日常生活用具納入報告書（第6号様式）により所長に報告しなければならない。

(費用の負担)

第7条 生計中心者が当該給付に要する費用について負担する額は、別表第2のとおりとする。この場合において、当該負担する額は、納入業者に支払うものとする。

2 市長は、前項の額が同項の給付に要する費用の額に満たないときは、その差額を負担するものとする。

(台帳)

第8条 所長は、給付状況を明確にするため、老人日常生活用具給付台帳（第7号様式）を整備し、保管するものとする。

別表第1（第2条関係）

品目	性能	対象者
電磁調理器	電磁による調理器であって、老人が容易に使用し得るものであること。	おおむね65歳以上であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし老人等
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し初期火災を消火し得るものであること。	おおむね65歳以上のねたきり老人、ひとり暮らし老人等

別表第2（第7条関係）

対象世帯の階層区分		負担額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円
B	生計中心者の前年所得税が非課税の世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯	16,300円 (給付に要する費用が16,300円未満である場合はその額)
D	生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯	28,400円 (給付に要する費用が28,400円未満である場合はその額)
E	生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯	42,800円 (給付に要する費用が42,800円未満である場合はその額)

F	生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯	52,400円 (給付に要する費用が52,400円未満である場合はその額)
G	生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯	給付に要する費用の額